

Verona サービス利用規約

この「Verona サービス利用規約」（以下、「本規約」といいます。）は、ソニービズネットワークス株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する Verona サービスを利用する際に適用される条件を定めるものです。このサービスを利用する場合は、本規約を必ずお読みのうえご同意ください。

第1条（定義）

本規約における用語を、以下の通り定義します。

- (1) 「本サービス」とは、当社が提供する「Verona」と称するクラウド型セキュリティサービスをいいます。
- (2) 「契約者」とは、本規約に同意のうえ、本サービスを利用する法人若しくはそれに準じる団体又は営利を目的とする個人事業主をいいます。
- (3) 「利用契約」とは、契約者が本規約に同意することで当社との間で成立する本サービスに関する利用契約をいいます。
- (4) 「Verona 約款」とは、株式会社網屋が提供する「Verona サービス利用約款」及びこれに付随する一切の個別規約等をいいます。
- (5) 「サービス資料等」とは、Verona 約款の他、当社が本サービスについて提示するサービス資料、サービスレベルアグリーメント、サービスマニュアル又は申込書等（名目の如何は問いません）の本サービスの品質又はサービスレベル等、本サービスの詳細を定めたものをいいます。

第2条（本サービスの利用の前提条件）

本サービスの利用にあたっては、Verona 約款の定めを準用するものとし、契約者はこれをあらかじめ承諾するものとします。但し、これらの約款等と本規約との内容に矛盾又は齟齬等がある場合は、本規約の定めが優先して適用されるものとします。

第3条（利用契約の成立）

1. 申込者は、本規約並びに Verona 約款及びサービス資料等に同意したうえで、当社が別途定める手続に従って本サービスの利用を申込むものとし、当社がこれを承諾し、当該手続が完了した時点で本サービスの利用契約が成立するものとします。
2. 利用契約の成立時点を以って、契約者は、本サービスに関する利用料金の支払義務を負うものとします。

第4条（本規約の変更）

当社は、民法第 548 条の 4 の規定により、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、本規約及びサービス資料等を適宜変更することができるものとします。

第 5 条 （契約者による利用契約の解約）

1. 本サービスの利用を終了する場合、契約者は、利用契約の解約を希望する日の 1 ヶ月前までに当社指定の方法により、当社に通知するものとします。
2. 前項の通知の当社到達日から利用契約の解約を希望する日までの期間が 1 ヶ月に満たない場合、当該通知の当社到達日の翌月末日を利用契約の解約日とみなします。

第 6 条 （契約終了後の措置）

理由のいかんを問わず利用契約が終了した場合であっても、本規約の以下の条項の定めは、利用契約終了後も引き続き有効に存続するものとします。

第 6 条（契約終了後の措置）

第 7 条（契約者による補償）

第 9 条（禁止事項）

第 14 条（免責事項）

第 15 条（契約者情報）

第 18 条（契約者による権利義務の譲渡等の禁止）

第 19 条（当社からの債権譲渡）

第 21 条（分離性）

第 22 条（準拠法）

第 23 条（紛争解決）

第 7 条 （契約者による補償）

契約者による本サービスの利用に関連して、契約者と第三者との間で紛争が発生した場合、又は当社が第三者から請求を受けた場合には、契約者は、自己の費用と責任において当該第三者との間でこれを解決し、当社にいかなる損害も被らせ又責任も負担させないものとします。

第 8 条 （本サービスの利用料金）

1. 契約者は、本サービスの利用の対価として、別紙に定める金額を、別紙に定める支払条件に従って、当社に支払うものとします。なお、一度当社に支払われた対価について、当社は如何なる場合でも返還する義務を負わないものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用開始日が属する暦月から起算して、利用契約の終了日が含まれる暦月までの期間において、暦月単位で本サービスの利用料金を支払うものとします。

3. 本サービスの利用の対価の計算において、計算の結果1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てるものとします。
4. 契約者から当社への金銭支払があった場合で、本サービスの対価の内訳が不明瞭であった場合には、当社は、当社の裁量により定める部分の対価に充て、その結果をすみやかに契約者に対して通知するものとします。
5. 契約者は、本サービスの利用の対価その他利用契約のもとでの当社に対する債務（但し、遅延利息は除きます）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について年14.6%の割合で計算して得た額を遅延利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第9条 (禁止事項)

契約者は、本サービスの利用に関連して次に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 第三者又は当社の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 第三者又は当社の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 第三者又は当社を差別若しくは誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺等の犯罪に結びつく行為、又は結びつくおそれのある行為
- (5) 猥褻、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信・掲載する行為
- (6) 無限連鎖講（いわゆるネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (7) 事実に反する情報を送信・掲載する行為、又は情報を改ざん・消去する行為
- (8) 第三者又は当社が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為
- (9) 公職選挙法に抵触する行為
- (10) 受信者の同意を得ることなく、不特定多数の者に対し、広告宣伝、勧誘を目的とする電子メールを送信する行為
- (11) 前号に掲げる禁止行為を行うための手段として、架空電子メールアドレスに宛てた電子メールの送信をする行為
- (12) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある電子メール（嫌がらせメール、迷惑メール）を送信する行為
- (13) コンピューターウィルス等有害なプログラムを使用若しくは提供する行為、又はそれらを支援、宣伝若しくは推奨する行為
- (14) 他人になりすまして本サービスを利用する行為（偽装のために電子メールヘッダ等の部分に細工を行う行為を含みますがこれに限りません）
- (15) 受信者の同意を得ることなく、不特定多数の者に対し、広告宣伝、勧誘を目的として送信された電子メール（本号においては本サービスを利用して送信されたか否かを問

わないものとします) の受信者を特定の URL 又は特定のサービスに導く目的で当社の本サービスを利用し、当社の社会的信用を毀損する行為（本サービスが当社の社会的信用を毀損する態様で利用されている旨の通知を当社から受けたにも拘わらず、契約者が、同契約者にとって可能な是正措置を正当な理由なくして相当な期間内に講じることを怠った場合を含みます）

- (16) 平均的な利用を著しく上回る大量の通信量（トラフィック）を発生させ、当社あるいは第三者のネットワークに過大な負荷を与える行為、あるいはそのおそれのある行為
- (17) 前各号に定める行為を助長する行為
- (18) 前各号に該当する虞があると当社が判断する行為
- (19) その他、第三者又は当社の権利を侵害すると当社が判断した行為

第 10 条（契約者に対する本サービスの提供の停止）

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当したときは、当該契約者に対する本サービスの提供を、当社が必要と判断する期間、停止することができるものとします。
 - (1) 本規約に定める本サービスの利用料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき、前条に定める禁止事項のいずれかを行ったとき、その他本規約の各条項のいずれかに違反したとき、又はそれらのおそれがあると当社が判断したとき
 - (2) 当社の名誉又は信用を毀損したとき、又はそれらのおそれがあると当社が判断したとき
 - (3) 当社に損害を与えたとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき
2. 当社は、前項に従い本サービスの提供を停止するときは、事前に当該契約者に対して通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合には、事後連絡が可能となり次第すみやかに通知するものとします。

第 11 条（当社による利用契約の解除）

当社は、契約者が次のいずれかに該当したときは、当該契約者との間の利用契約を将来に向かって解除することができるものとします。

- (1) 当社が前条に従い契約者に対する本サービスの提供を停止した後、合理的な期間が経過したにもかかわらず、なおかかる利用停止の原因となった事由が解消されないとき
- (2) 契約者が前条に定める事項に該当し、かかる事実の存在が当社の業務に著しい支障をきたすために、当該契約者に対する本サービスの提供の停止を経ず、すみやかに利用契約を終了させる必要があると当社が判断したとき
- (3) 契約者が、手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- (4) 契約者が、差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けたとき
- (5) 契約者が、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立を受

け、又は自ら申立をしたとき

第 12 条（本サービスの中止）

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。
 - (1) 障害発生により当社の設備が停止し若しくは停止するおそれがあるとき、又は保守等により当社の設備を停止するとき
 - (2) 天災、事故、その他非常事態が発生し又は発生するおそれがあるとき
 - (3) その他本サービスを提供しがたいと当社が合理的に判断するとき
2. 当社は、前項に従い本サービスの提供を中止するときは、事前に契約者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合には、事後連絡が可能となり次第すみやかに通知するものとします。

第 13 条（本サービスの終了）

1. 当社は、3ヶ月前までに契約者に通知することにより、当社の裁量にて本サービスの一部又は全部を終了させることができるものとします。
2. 前項に従い当社が契約者に対して本サービスの全部の終了を通知した場合で、当該通知の中で当社が定める本サービス終了日までに契約者が本規約第5条第1項に従って本契約の解約の申込をなさない場合には、当社と契約者の間で存続している本契約は、何れの当事者の通知、同意その他何らの手続も要することなく自動的に、前項に基づき通知した終了日を以って終了するものとします。
3. 前項に従った本サービスの一部又は全部の終了により契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社によるその予見の有無にかかわらず、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 14 条（免責事項）

1. 当社は、本サービスの提供により生じる結果及び本規約に従って行った行為の結果について、いかなる理由（本サービスの提供に必要な設備、ソフトウェアの不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、電子データの紛失、破損を含みますがこれに限りません）があろうとも、契約者に対して一切責任を負わないものとします。
2. 本サービスの提供に関連して当社が契約者に対して賠償する金額は、当社に責のある積極的な損害であっても、また契約責任、不法行為責任その他いかなる法理に基づくものであっても、契約者に損害が発生した時点から起算して、直近1年間に当社が本サービスの対価として当該契約者から受領した金額を超えないものとします。

第 15 条（契約者情報）

1. 第 3 条に定める本サービスの申込時の記載事項及びその他当社にご登録いただく情報のうち当社が定める事項に変更が生じた場合、契約者は、すみやかに当社所定の方法に従い変更登録をおこなうものとします。
2. 当社は、前項に定める契約者の情報を、利用契約の有効期間中及びその終了後 3 年間取り扱うものとし、利用契約終了から 3 年が経過したら合理的な期間内に破棄します。但し、前項に定める契約者情報のうち、個人情報に該当するものについては、当社は当社のホームページにて別途定める個人情報の取扱いについての規定に従い取り扱うものとします。

第 16 条（通知）

1. 利用契約に関連する契約者から当社への通知は、本規約で別途定めがある場合を除き、当社 Web サイトに定める当社通知受付連絡先に対して行うものとします。
2. 利用契約に関連する当社から契約者への通知は、本規約で別途定めがある場合を除き、当社に登録されている電子メールアドレスに対して行うものとします。当該電子メールアドレスの抹消、取消、障害等又は当該電子メールアドレスの変更懈怠に起因する契約者の不利益は、契約者が負うものとします。

第 17 条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、当社に対し、利用契約締結時点において、自己及び自己の取締役、執行役、執行役員等の経営に実質的に関与する重要な使人、実質的に経営権を有する者が反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ契約期間中該当しないことを保証するものとします。なお、本条において「反社会的勢力」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます）第 2 条第 2 号に定義される暴力団、暴対法第 2 条第 6 号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者及びその他の暴力的な要求行為若しくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人をいいます。
2. 契約者は、本サービスの利用に関連して自ら又は第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを当社に対し、保証するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて当社の信用を棄損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、契約者が前二項の表明・保証に違反した場合、又は、本サービスの利用が

反社会的勢力の活動を助長し若しくは反社会的勢力の運営に資すると判明した場合には、かかる事由が生じた時点以降いつ何時においても、何らの催告を要することなく、利用契約の全部又は一部を解除できるものとします。

4. 前項の規定に基づき当社が利用契約を解除したことに起因して契約者に損害が生じた場合であっても、何らこれを賠償ないし補償することを要しないものとします。
5. 契約者は、本条第3項に定めるいづれかの場合に該当したときは、当社の請求により、当社に対する一切の債務につき期限の利益を失い、直ちにこれを弁済するものとします。

第 18 条（契約者による権利義務の譲渡等の禁止）

契約者は、本契約のもとでの権利義務の一切を、第三者に譲渡してはならないものとし、また質権設定その他の一切の担保に供する行為を行ってはならないものとします。

第 19 条（当社からの債権譲渡）

1. 当社は、利用契約に関連して発生する全ての債権について、個々の債権の発生とともに、SFI リーシング株式会社に対して譲渡することができるものとし、契約者は、予めこれに同意するものとします。また、契約者は、当該債権について当社に対する一切の抗弁（相殺、同時履行、無効・取消・解除、弁済及び時効に関する抗弁を含みますが、これらに限られません）を放棄し、また主張せず、譲渡された債権全額を SFI リーシング株式会社に支払うものとします。
2. 当社及び SFI リーシング株式会社は、前項に定める債権譲渡についての契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第 20 条（再委託）

当社は、本サービスの提供に関する業務の一部を、当社の裁量により、契約者の同意を得ることなく、また、契約者に事前又は事後の通知をなすことなく、第三者に対して委託することができるものとします。

第 21 条（分離性）

本規約又は利用契約の何れかの条項が無効又は執行力がないとされた場合であっても、その他の条項は引き続き完全な効力を有するものとします。

第 22 条（準拠法）

本規約並びに利用契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 23 条（紛争解決）

1. 本規約若しくは利用契約の条項又は本規約若しくは本契約に定めのない事項につい

て契約者と当社の間に疑義を生じた場合、契約者及び当社は双方誠意をもって協議解決するものとします。

2. 本規約又は本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

付則

(実施期日)

本規約は、2025年4月21日より実施します。